

次世代育成支援上野村行動計画

いきいき子ども輝く山村

平成17年3月

群馬県上野村

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
第2章	現状と課題	3
1	上野村の現状	3
2	ニーズ調査結果	6
3	基本的な課題	11
第3章	計画の基本的事項	12
1	基本理念	12
2	基本目標	13
3	計画の基本体系	15
第4章	行動目標について	16
1	安心とゆとりのある子育てを支援	16
2	母性と乳幼児等の健康の確保と増進	17
3	心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	18
4	子育てと仕事の両立支援	21
5	子育てを支援する生活環境の整備	21
6	要保護児童等への支援	22
7	定住促進のための支援	23
第5章	計画の推進に向けて	25
1	地域や住民、関係機関との連携	25
2	社会・経済情勢や厳しい財政状況へ応じた柔軟な対応	25

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

これまで国では、子育てと仕事の両立支援を中心として、少子化に対応する様々な対策を実施してきましたが、平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因とされてきた晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因が指摘され、現状のままでは今後一層少子化が進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、社会全体に極めて深刻で大きな影響を与えるものであることから、国では少子化の流れを変えるため改めて総合的な取り組みを推進することとし、平成15年7月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

本村においては、これまでも子育て環境の整備や子どもの健全な育成に努めてきており、過疎問題の対策として一定の成果をあげていますが、社会情勢の急激な変化とそれに伴う一人ひとりの価値観やライフスタイルの変容、さらに不安定な経済情勢などを背景として、子育てに関する意識も多様化してきているものと考えられます。このような状況において、次の世代を担う健全な子どもを育むための社会環境、家庭環境の再構築は早急に取り組むべき課題であり、国の動向や本村の現状、その他多くの方のご意見を踏まえ、次代を担う子どもと子育て家庭を支援するために「上野村次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」により策定が義務付けられた上野村の行動計画であり、第4次上野村総合計画において設定される基本政策に基づいた、分野別計画として位置付けるものとします。

3 . 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に示される平成17年度から平成26年度までの10年間のうち、平成17年度から平成21年度までの5年間を本計画の計画期間とし、前期計画として策定します。

なお、平成22年度からの後期計画は、必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定することとします。



第2章 現状と課題

1. 上野村の現状

人口

本村の人口は、近年鈍化したものの毎年減少しており、群馬県の中で最も人口の少ない自治体となっています。特に若年層の人口が、昭和45年以降激減しており、それに伴い高齢化の著しい進展を招いています。平成16年の年齢別人口構成からもわかるように人口構成は逆ピラミッド化しており、一番人口が多い年代は70代となっています。

表1 上野村の人口と世帯数の推移（住民基本台帳）

年度	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
世帯数	839	716	634	605	603	646	670	695	697	673	649	639
人口	3,959	2,714	2,122	1,858	1,705	1,691	1,739	1,720	1,714	1,644	1,594	1,562
平均世帯構成数	4.72	3.79	3.35	3.07	2.83	2.62	2.60	2.47	2.46	2.44	2.46	2.44

（4月1日・単位：人／戸）

図1 上野村の人口と世帯数の推移

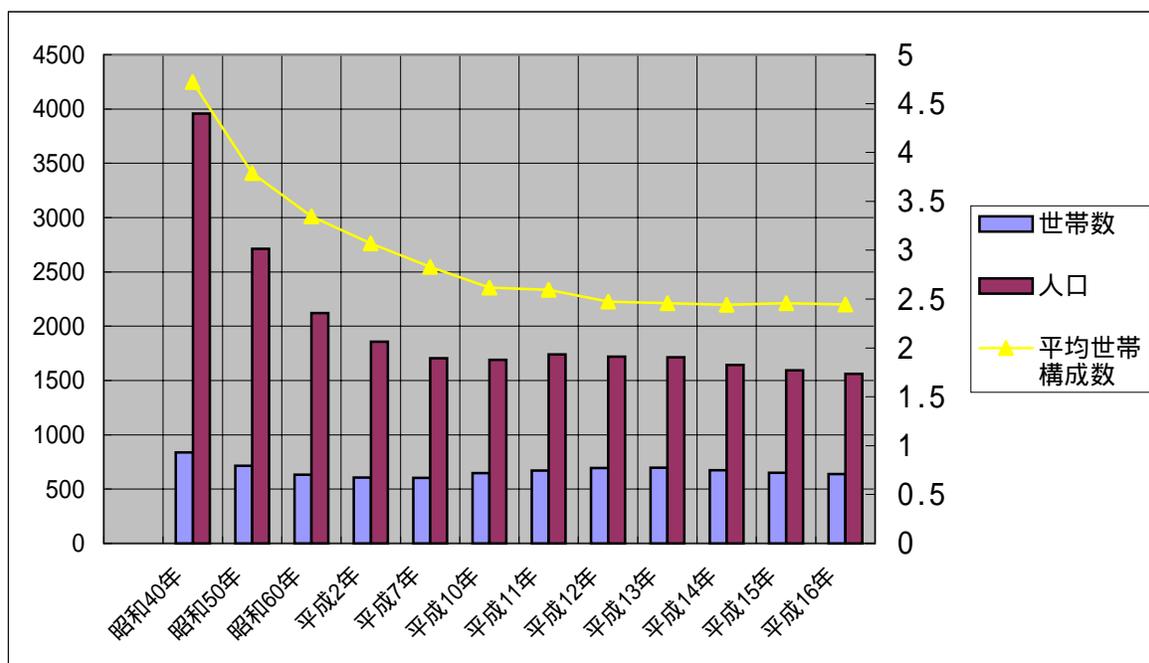
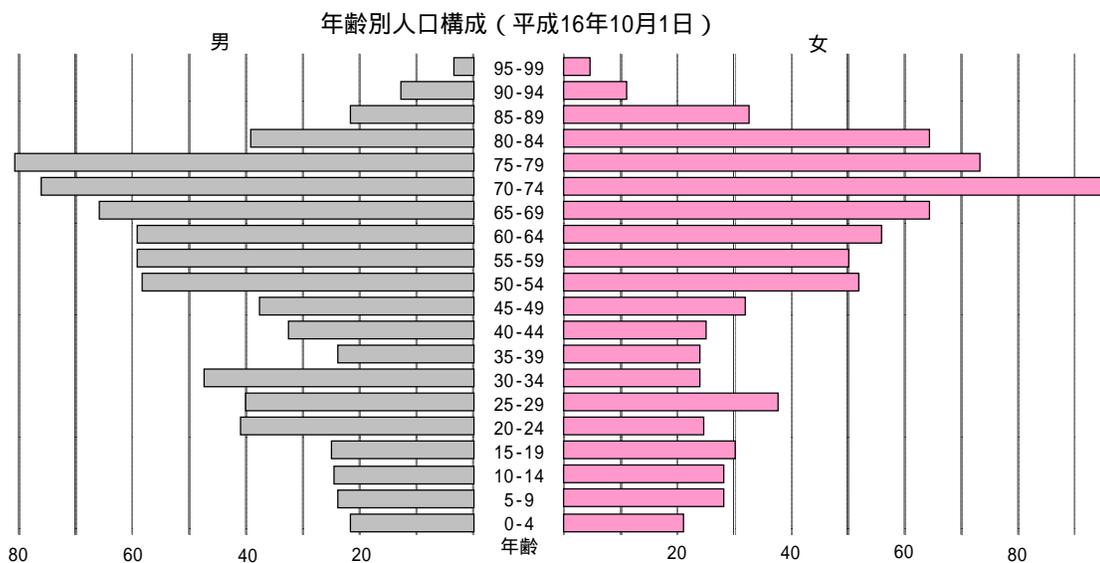


図2



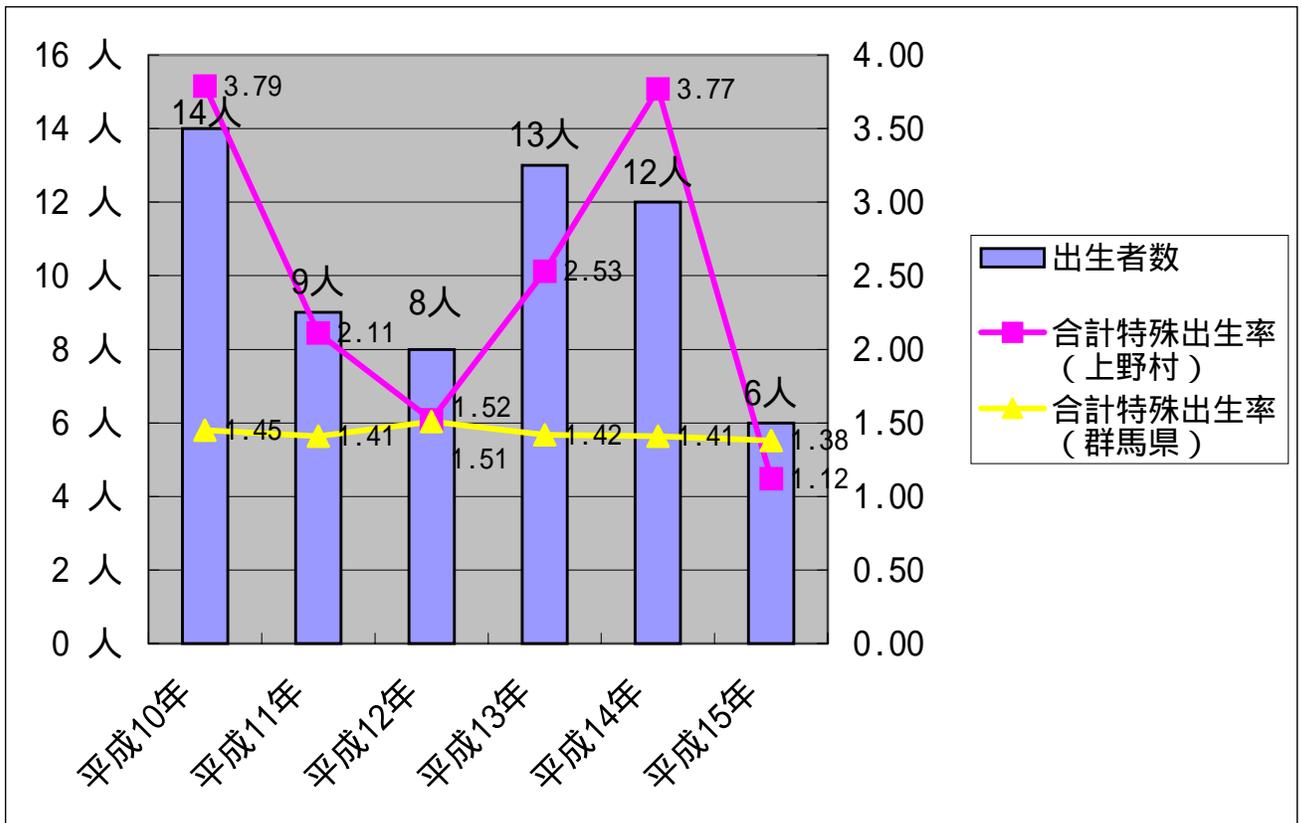
出生の動向

近年の出生数は、平均10人です。合計特殊出生率は人口が少ないため僅かな差で値が大きく変化しますが、比較的高い値を示しており、若い夫婦の絶対数が少ない中で、2人以上子どもを持つ夫婦が多いと言えます。

表2 上野村出生者数調

年	出生者数	合計特殊出生率 (上野村)	合計特殊出生率 (群馬県)	
平成10年	14人	3.79	1.45	
平成11年	9人	2.11	1.41	
平成12年	8人	1.52	1.51	
平成13年	13人	2.53	1.42	
平成14年	12人	3.77	1.41	全国
平成15年	6人	1.12	1.38	1.29
平均	10.3人			

図3 出生数と合計特殊出生率



未婚率

未婚率は、男女ともに高く、特に男性の未婚率が高い割合となっています。

表3 年齢別未婚率

(%)

年代	男性			女性		
	全国H12	群馬県H12	上野村H16	全国H12	群馬県H12	上野村H16
20-24	92.9	90.3	100.0	87.9	84.6	100.0
25-29	69.3	66.1	93.0	54.0	49.7	71.0
30-34	42.9	40.6	66.7	26.6	22.7	46.4
35-39	25.7	26.1	72.7	13.8	11.8	18.2
40-44			54.6			12.5
45-49			36.4			14.7
50-59			21.0			5.1

子どもの状況

保育サービスについては、へき地保育所が1箇所あり、3年保育、一時保育、延長保育等を実施しています。また、村内には小学校、中学校が各1校あり、平成16年度においては、小学校の児童数は53人、中学校の生徒数は33人となっています。また、「かじかの里学園」では山村留学を行い、平成16年度には19名が入園しています。

2. ニーズ調査の結果について

平成16年3月に、小学生以下の子どもがいる家庭64世帯に調査票を送付し、36世帯より回答を得ました。ニーズ調査の結果については、以下のとおりです。

(1) 就学前児童の保育状況について

就学前の子どもの平日の保育について

週5日保育所を利用したいという回答が多く、その中で、現在は家庭で見ている人が23人、保育所が10人です。保育所を利用したい理由としては、就労している、就労したいという回答が多くありました。

就学前の子どもの土・休日の保育について

土日の保育については、ほとんどの人が利用希望はないとしており、ニーズとしては低いと言えます。

病気の時の対応について

子どもが病気の時の対応は、就労していない保護者が対応したという回答が多く、次に仕事を休んで対応したという回答が多くありました。仕事を休むことについては、非常に困難と答えた人はなく、どちらかというとも困難、特に困難ではないがほぼ同じでした。

(2) 保育所の満足度について

保育所に対しては、満足、ほぼ満足という回答がほとんどであり、不満は少ないという結果となりました。

(3) 就学前の子どもの一時預かりのことについて

緊急の用事で、就学前の子どもの面倒をみられなくなった時の対応

(ア)あったか？

1. あった 9人 2. なかった 12人

(イ)この1年間の対処方法とそれぞれの日数は？

1. 配偶者が面倒をみた 4人 42日
2. (同居者を含む)親族・知人に預けた 4人 85日
3. 保育サービスを利用した 2人 15日
4. 仕方なく子連れで仕事をした 3人 26日
5. 仕方なく子どもだけで留守番させた 1人 1日
6. その他

子どもを家族・親族以外の誰かに預けてリフレッシュしたいことがあるか

1. ある 10人 2. ない 12人
月1回 6人 月2回 1人 月3回 1人 月4回 1人
3時間 1人 6時間 3人 8時間 4人

子どもを預ける時に希望するサービスとしては、保育所にあずかってほしいという回答がほとんどでした。

(4) 学童保育(放課後児童クラブ)について

利用希望について

【平日】

(1)利用したいか？

1. 利用したい 9人 2. 利用希望はない 20人
週5日 5人 週4日 1人 週2日 3人

(2)希望の時間帯は？

開始時間	人数	終了時間	人数
15:00	5人	16:30	1人
15:30	3人	17:00	2人
16:00	1人	17:30	2人
		18:00	4人

【土曜日】

(1) 利用したいか？

1. ほぼ毎週利用したい 2人 2. 月1-2日利用したい 9人 3. 利用希望はない 11人

開始時間	人数	終了時間	人数
8:00	1人	15:00	2人
8:30	3人	16:30	1人
9:00	5人	17:00	4人
10:00	1人	17:30	1人
13:00	1人	18:00	3人

希望理由について

現在就労している、これから就労したい等、就労を理由とする回答がほとんどでした。

(5) 子ども同士が交流等を行うことのできる場等について

1. 子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場	6人
2. 子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動などができる場	15人
3. 子どもが土日に活動ができたり遊べる場	18人
4. 子ども自身が悩みを相談できる場	2人
5. その他 図書館(インターネット使用可)	1人

(6) もし利用できる場合、利用したい公共施設について

1. 児童館〔ただし、学童保育(放課後児童クラブ)での利用を除く〕	12人
2. 公民館・コミュニティーセンター	7人
3. 図書館	16人
4. 公園	12人
5. 体育施設(プールも含む)	20人

(7) 子育てに関する悩みや不安感について

1. 非常に不安や負担を感じる	2人	2. なんとなく不安や負担を感じる	20人
3. あまり不安や負担などは感じない	7人	4. 全く感じない	
5. なんともいえない	3人		

(8) 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて

1. 病気や発育・発達に関すること	14人
2. 食事や栄養に関すること	11人
3. 育児の方法がよくわからないこと	2人
4. 子どもとの接し方に自信が持てないこと	3人
5. 子どもとの時間を十分にとれないこと	8人
6. 話し相手や相談相手がいないこと	6人
7. 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	11人
8. 子どもの教育に関すること	12人
9. 友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	10人
10. 登園拒否、不登校などの問題について	3人
11. 子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	2人
12. 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	2人
13. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること	2人
14. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	1人
15. 子どもを叱りすぎているような気がする	9人
16. 子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	4人
17. 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	3人
18. その他	2人
19. 特にな	2人

(9) 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて

1. 子育てによる身体の疲れが大きい	3人
2. 子育てで出費がかさむ	12人
3. 自分の自由な時間が持てない	10人
4. 夫婦で楽しむ時間がない	5人
5. 仕事が十分にできない	8人
6. 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	1人
7. 子どもが病気がちである	2人
8. 住居が狭い	6人
9. その他	3人
10. 負担に思うことは特にな	7人



(10) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて

1. 急な残業が入ってしまう	3人
2. 自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない	9人
3. 家族の理解が得られない	2人
4. 職場の理解が得られない	1人
5. 子どもの他に面倒をみななければならない人がいる	2人
6. 子どもの面倒をみてくれる保育所などが見つからない	2人
7. 子どもと接する時間が少ない	9人
8. その他	4人

(11) 家の近くの子どもの遊び場について

1. 近くに遊び場がない	14人
2. 雨の日に遊べる場所がない	20人
3. 思い切り遊ぶために十分な広さがない	7人
4. 遊具などの種類が充実していない	6人
5. 不衛生である	1人
6. いつも閑散としていて寂しい感じがする	4人
7. 遊具などの設備が古くて危険である	3人
8. 緑などの自然が少ない	
9. 遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	4人
10. 遊び場周辺の道路が危険である	5人
11. 遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない	10人
12. その他()	2人
13. 特に感じることはない	2人

(12) 子どもとの外出の際、困ること・困ったことについて

1. 歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	7人
2. 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている	6人
3. 交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと	4人
4. トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと	8人
5. 授乳する場所や必要な設備がないこと	4人
6. 小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	7人
7. 買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	6人
8. 緑や広い歩道が少ない等、街並みにゆとりとuringおいがない	1人
9. 暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である	9人
10. 周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみる	
11. 荷物や子どもに手をとられて困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと	
12. その他()	1人
13. 特に困ること・困ったことはない	8人

(13) 村の子育て支援策について

1. 児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	20人
2. 子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	12人
3. 子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作って欲しい	5人
4. 保育所のサービスをさらに充実させて欲しい	9人
5. 保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい	2人
6. 専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスが欲しい	5人
7. 安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	26人
8. 多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	4人
9. 残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	8人
10. 子育てについて学べる機会を作って欲しい	3人
11. その他	

(14) 村の対する要望・意見について

3歳以下でも保育所で預かってほしいという要望が多くありました。

学童保育を実現してほしいという強い要望がありました。

安心して遊べる公園や交通安全への配慮、犯罪対策等への意見がありました。

3. 基本的な課題

(1) 過疎化

上野村は、まさに少子高齢化の村となっており、UIターン等により人口の減少は多少緩やかになっているとは言え、今後も過疎化が進むことは安易に予想されます。これまでも過疎から脱却するために、定住促進政策をはじめ、様々な取組を行ってきましたが、若年層の絶対数が少ない中、魅力的な職場も少ないため、若者の村外への流出を止めることは困難な状況です。

(2) 子育て支援

ニーズ調査からわかるように村に対する子育て支援に関わる要望は多く、その中には実現可能なものも含まれています。特に核家族に対する支援の必要性が増しており、子育ての不安や不満を解消するための支援を充実させることが重要となっています。

第3章 計画の基本的事項

1. 計画の基本理念

・ 計画策定の基本的な視点

本行動計画の策定と事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本的な考え方として取り組むこととします。

(1) 子どもの視点

子どもは保護を必要としますが、本来一人の人格を持った人間として尊重されなければなりません。また、平成6年に批准された「児童の権利に関する条約」では、子どもの最善の利益を尊重することをうたっています。この条約の趣旨にのっとり、子どもの幸せを第一に考え、子どもが最優先の利益を得るように配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めることとします。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次世代の親であり、子どもの健やかな成長は次の世代を作る礎となります。親はまた子を育て、様々な知恵や知識を受け継ぎながらその国の文化を継承し、また創造していきます。その成果は短期的な取り組みにより現れるものではなく、非常に長い時間を必要とすることから、長期的な視点に立ち子どもを育む環境づくりを進めることとします。

(3) 地域など社会全体による支援の視点

子育ての一義的な責任は家庭にあります。古くは地域の子どもが地域の親に育てられるという文化があり、子どもは地域を支える大切な存在となっていました。しかし、核家族化の進行や共働き家庭が増加するなかでは地域のつながりが希薄となり、更に複雑化した社会においては、子育てに対する親にさえ不安や孤独感といった問題が生じています。したがって、現在の家庭が抱える問題を、地域をはじめとする社会全体の問題としてとらえ、子育てに関与していくこととします。

． 基本理念

上野村の次世代育成支援対策の目指す方向性として、第4次総合計画の基本理念を周到して次のとおりとします。

「いきいき子ども 輝く山村」

子どもたちやその親たちが、上野村の自然や地域のなかで、いきいきと心豊かに暮らすことのできる山村を目指し、家庭や地域が一体となってその実現を目指します。

2 . 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けては次の7つを基本目標として掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

安心とゆとりのある子育てを支援

子どもを安心して産み、また安心してゆとりのある子育てができる環境づくりを推進します。すべての子どもとその家庭を対象に、子育て家庭が必要とする情報の提供や気軽に何でも相談できる体制づくり、多様なニーズに応じた保育所の適切な運営とサービス内容の充実に取り組みます。

母性と乳幼児等の健康の確保と増進

今までも乳幼児健診・予防接種等、母子保健事業として実施してきましたが、今後医療面でも安心できる体制づくりに努めつつ、継続し充実させていきます。

心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

昨今は子どもの遊びの時間や空間が狭まり、子供同士の触れ合いや地域の交流の機会が減少したため、子どもの持つ潜在能力を伸ばすことのできる環境とはいえない状況となっています。しかし、本村では、自然や産業への理解を深める教育や子ども議会、外国への

研修、スポーツ活動の支援、また山村留学の受入等を通して、教育環境の整備に努めてきました。今後も山村の環境を生かしつつ、インターネット等の情報教育の充実を図り、教育環境の維持・発展に取り組みます。

子育てと仕事の両立支援

仕事と子育ての両立支援としては、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制の見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境の整備や経済的負担への支援、また子育てを地域全体として支えていくため、村民の意識高揚を図るとともに、共働きの核家族等への支援を行っていきます。

子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを生き育てるためには、居住環境や地域環境も快適であることが求められます。本村には豊かな自然が多くあり良好な生活環境にありますが、公共的施設のバリアフリー化や歩行者の安全性を踏まえた道路交通環境の整備など、子どもや子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めます。

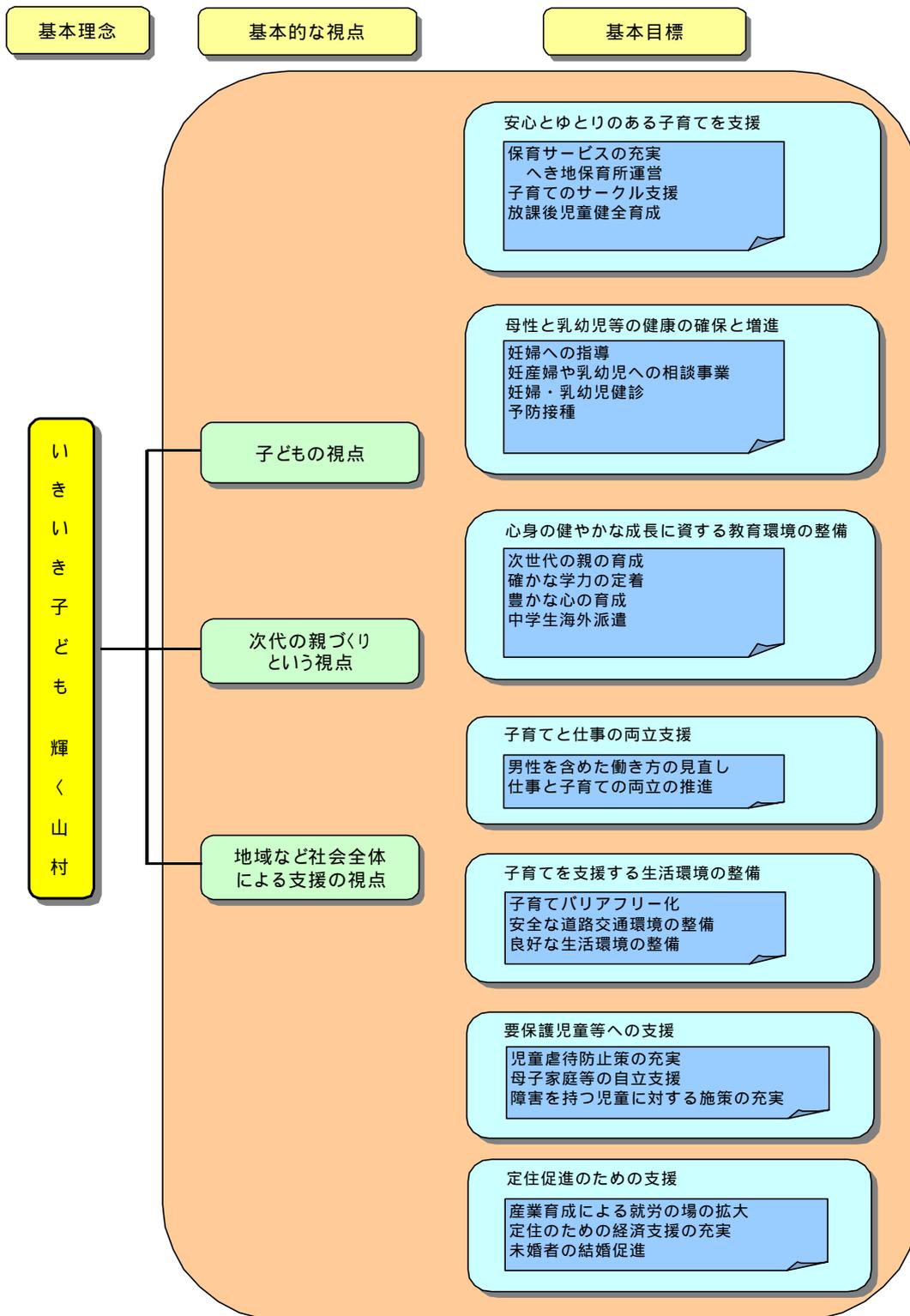
要保護児童等への支援

子どもへのいじめや虐待等が社会問題として全国的に存在するなかで、子どもの人権や権利について再び認識を改める必要があります。そのため、子どもの権利を尊重しながら、適切な指導を行うとともに、児童虐待防止に向けた対策、母子家庭等への支援、障害を持つ家庭への支援を通じ、全ての子どもが健全に成長できるための環境づくりを推進します。

定住促進のための支援

本村では、人口の減少が続いており、人口を増やすための施策にこれまでも重点を置いてきました。今後も就労の場の確保に努めながら、Uターン・Iターン者を含めた若い世代の人たちの定住促進を推進していきます。

3. 計画の基本的体系



第4章 行動計画について

1. 安心とゆとりある子育てを支援

(1) へき地保育所運営

本村に居住する幼児の健康的な育成を図るためへき地保育所を運営する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：運営中 平成21年度：継続	住民課

へき地保育所では、一時保育、延長保育を実施しているが、さらに休日保育、対象年齢引下げ等の保育サービスの充実を検討する。

(2) 児童手当（住民課）

9歳到達後最初の年度末までの児童(小学校第3学年修了前までの児童)を監護し、かつ児童と一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給する。

(3) 子育てサークル活動支援事業

親子同士の交流を図り、情報交換、育児不安の解消のため、子育てサークルの活動を支援し、ブックスタート等の補助を行う。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(4) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、概ね10歳未満の小学生低学年児童に、授業終了後、遊びや生活の場を提供する。

目 標・方向性	担当課
財政面等で実施が困難であるが、要望が強いため、早期実施に向けて検討する	保健福祉課

2. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進

(1) 乳幼児・妊産婦・母性・女性相談支援事業

乳幼児の育児、妊娠中や産後の健康管理、更年期障害等、女性の健康に関する相談をいきいきセンター等において実施する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(2) 母子保健訪問指導事業

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による家庭訪問指導を行う。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(3) 乳幼児健康診査事業

乳児（年4回）、1歳6ヶ月児（年4回）、3歳児（年2回）に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(4) 予防接種事業

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、結核等の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(5) 乳幼児歯科健診・歯科保健指導事業

乳幼児健診に合わせ、歯科診察、個別指導、フッ素塗布等を実施する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(6) 婦人検診事業

乳がん、子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、婦人検診を実施する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(7) 子どもの医療費給付

中学生までの子どもが、病院などで治療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担額を給付する。

目 標・方向性	担当課
平成17年度：実施 平成21年度：継続	保健福祉課

3. 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 語学指導助手招致事業

国際理解の推進及び園児・児童・生徒の英語力の向上を目的に語学指導助手(ALT)を招致し、村内の保育園、小・中学校に派遣を行う。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(2) 中学生海外派遣事業

中学3年生全員を海外に派遣し、現地でのファームステイ、学校交流を通して国際的社会の発展に貢献する態度や考え方を養うとともに英語力の向上を図る。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(3) 「山のふるさと合宿・かじかの里学園」運営事業

都市圏の児童・生徒が一年以上自然豊かな上野村の「かじかの里学園」で共同生活をして、園生の成長を図るとともに、地元子どもへの刺激や地域の活性化を図る。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(4) 学力定着(復習教室)事業

完全学校週5日制の実施にともない、村内の教員及び教員経験者の協力を得て、毎月第1・3土曜日小学校5・6年生を対象に算数と国語の復習を中心とした自学自習形態の学習を実施し、児童の学力の定着を図る。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(5) 複式学級解消事業

小学校の複式学級解消のためにマイタウンティチャー(村費の教職員)を配置し、きめ細かな指導を行う。

目 標・方向性	担当課
平成17年度：実施 平成21年度：継続	教育委員会

(6) 特別支援教育事業

障害を有する児童のきめ細かな指導及び補助にあたるため、村費の特学助手を配置する。

目 標・方向性	担当課
平成17年度：実施 平成21年度：継続	教育委員会

(7) 就学指導事業

障害がある児童・生徒の発達や自立を支援することや保護者からの就学相談に対応する。また就学指導委員会において障害を持つ児童・生徒及び就学予定者の就学措置決定を行う。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(8) 子ども土曜講座

完全学校週5日制の実施に伴い、小学生を対象にスポーツ・科学工作・手工芸など様々な体験活動を実施する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(9) 各種スポーツ教室

夏休みを利用したの水泳教室や、親と一緒にスキー教室等を行い、子ども達の体力の増強を図る。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	教育委員会

(10) 次世代の親の育成

乳幼児と中学生のふれあい事業や地域の協力のもとに職場体験事業を行う。

4. 子育てと仕事の両立支援

(1) 子育てと仕事の両立支援のための啓発活動（保健福祉課）

男女が共に家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含めたすべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などについて関係団体との連携を図りながら仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。

5. 子育てを支援する生活環境等の整備

(1) 通学路等の安全確保と防犯灯の整備充実

通学路を主体に歩道等の安全を確認し、子どもが安心して移動できる環境を整備する。また、防犯灯の整備充実を図る。

(2) 犯罪等の情報提供

広報等を通じ、犯罪の手口や状況、防犯情報を提供し、防犯意識の高揚を図る。

(3) 子育てバリアフリーの推進

公共施設等において、ベビーベッド等の設置を推進する。

(4) チャイルドシート購入助成

6歳未満の乳幼児のためチャイルドシートを購入した場合、2万円を上限に購入金額の半額を助成する。

目 標・方向性		担当課
平成16年度：実施中	平成21年度：継続	総務課

6. 要保護児童等への支援

(1) 児童問題対策等の充実

児童虐待や発達障害、その他児童問題全般に対応するため関係機関が連携し、児童問題懇談会（仮称）を設置し、事例検討・研修会・情報交換等を行う。また、いきいきセンターにおいて、児童問題の相談支援を行う。

目 標・方向性	担当課
平成17年度：実施 平成21年度：継続	保健福祉課

(2) 母子家庭・父子家庭等医療費の支給

母（父）子家庭の家族、または父母のいない児童が病院などで治療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担額を支給する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	保健福祉課

(3) 児童扶養手当支給事業（住民課）

障害程度に応じ、父と生計を同じくしていない児童（18歳到達後最初の年度末まで）を育てている家庭に対し、児童扶養手当を支給する。

(4) 特別児童扶養手当支給事業（住民課）

精神や身体に障害のある20歳未満の児童を扶養している父母、または療育者に特別児童扶養手当を支給する。

(5) 要保護及び準保護児童生徒援助費補助（教育委員会）

経済的理由により、就学が困難である場合、所得等に応じて就学に必要な経費の一部を補助する。

(6) 特殊教育就学奨励費補助(教育委員会)

保護者の負担能力に応じて、特殊学級への就学に必要な経費の一部を補助する。

7. 定住促進のための支援

(1) 生活補給金

本村に定住を希望する家族に対し、安定的な所得が得られるように生活補給金を支給する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	企画財政課

(2) 婚姻の奨励

本村に定住する者が結婚した場合に、祝金を支給し、また仲人を務めた人に報奨金を支給する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	企画財政課

(3) 養育手当

3人以上の子どもがいる家庭に対して、養育手当を支給する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	企画財政課

(4) 誕生祝金

本村に定住をする家族に対し、子どもが満1歳に達した時に誕生祝金を支給する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	企画財政課

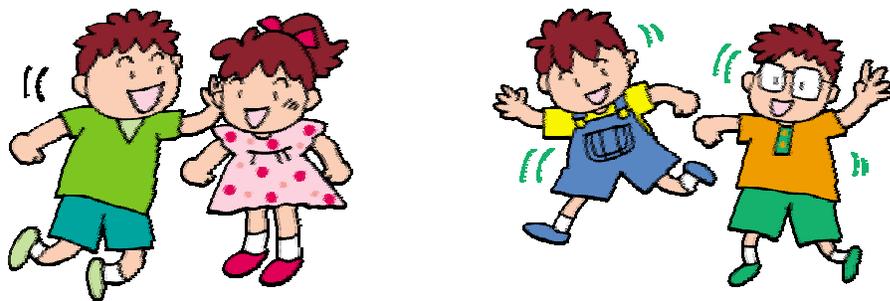
(5) 村営住宅の整備

本村に定住を希望する家族に対し、良質な住宅を提供するため、村営住宅の整備充実を図る。

(6) 奨学金の貸与（住民課）

高等学校や高等専門学校に通う生徒に奨学金を貸与し、卒業後、村民として在村し1年以上就業した者にその期間に限り返済を免除する。

目 標・方向性	担当課
平成16年度：実施中 平成21年度：継続	住民課



第5章 計画の推進に向けて

1. 地域や住民、関係機関との連携

計画の推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、上野村関係部局をはじめ、関係する機関・団体等の連携を図りながら取り組むこととします。そのために関係機関から構成する「児童問題懇談会」（仮称）を設置し、児童に関わる問題全般を協議するとともに、本計画の実施状況を点検します。

2. 社会・経済情勢や厳しい財政状況へ応じた柔軟な対応

国の財政状況が厳しい中、上野村の財政状況も依然として厳しい状況が続くものと見込まれます。今後、行政が行うべき事業領域の見直しや、住民との協働をすすめ、受益者負担においても適正化に取り組みながら、必要な財源の確保に努めていく必要がありますが、単なる歳出の抑制だけではなく、歳出の効果的な使途に努め、子どもがいきいき輝く上野村を目指した的確な施策の検討・実施が求められます。

本計画の実施にあたっては、このような状況を踏まえながら、今後の社会・経済情勢や、国の動向の変化、住民ニーズや意識変化に適切かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な事業推進に努めます。

